

志 布 志 市

一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画

ごみ処理の基本は資源循環型社会の構築を目指して
21世紀は「処理」する時代から「利用」する時代へ



平成 28 年 3 月 策定

令和 6 年 3 月 改定

鹿児島県志布志市

目 次

はじめに	1
第1章 計画の基本的事項	3
第2章 市の概要	4
第3章 ごみ処理基本計画	7
第1節 基本理念	7
第2節 基本方針	8
第3節 ごみ処理の現状	9
第4節 ごみゼロエミッション社会を目指して	11
第5節 ごみの減量化・再資源化の推進	13
第6節 廃棄物処理施設	19
第7節 その他	21
第4章 生活排水処理基本計画	22
第1節 基本理念	22
第2節 基本方針	22
第3節 生活排水の排出状況	23
第4節 生活排水の処理主体	24
第5節 生活排水処理基本計画	24

はじめに

「21世紀は環境の世紀 循環型社会の形成を」

国においては、大量生産・大量消費・大量廃棄の時代からの転換を目指して、平成5年に制定した「環境基本法」を基本として、平成12年に「循環型社会形成推進基本法」を制定し、さらに、その後の各種リサイクル関連法が施行され、資源循環型社会の構築に向けた法整備が図られています。

また、世界では2015年（平成27年）、国連総会で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。これは、人間、地球及び繁栄のための行動計画であるとして、地球上の「誰一人取り残さない」と誓い、経済、社会そして環境の三側面を調和させながら持続可能な開発を行っていかこうとするもので、持続可能な17の開発目標（SDGs）があり、世界の大きな流れになっています。特に、開発目標の12番目「つくる責任 つかう責任」のとおり、限りある地球の資源を守るため、持続可能な生産と消費のバランスを形成することが大切です。



本市は、平成18年1月に、松山町、志布志町及び有明町が合併し誕生しました。第2次志布志市振興計画の中で、市の将来都市像を「未来へ躍動する創造都市 志布志」、まちづくりの基本目標を「自然や風土と共生する安心で豊かなまち」とし、ごみの排出量の削減、再資源化及び排水対策の強化を目指しています。

このようなことから、廃棄物行政は、ごみの排出抑制、再利用、再資源化や環境に配慮した適正なごみ処理、河川や海の快適な水環境を保全するための生活排水対策など、なお一層全力で取り組まなければならない市政の重要な課題の一つとなっています。

そのような背景を踏まえ、本市は平成18年4月「志布志市一般廃棄物処理基本計

画」を策定し、市民・事業者・市が一体となって一般廃棄物の排出抑制や再資源化等に取り組んできました。その後、目標の達成状況、社会経済状況の変化等を踏まえ、引き続き平成 28 年度を初年度とし、令和 7 年度を目標年度とする計画を策定しましたが、国や県の動向と一般廃棄物を取り巻く現状や課題を踏まえ見直すものとなります。

この計画の推進にあたりましては、各関係機関の協力はもとより市民の協力が不可欠です。行動・政策の基準は「地球環境に負荷をかけない」ということです。このことが、持続ある経済発展にもつながっていくと考えています。

やるべきことを確実に実践することが、「美しい地球を子どもたちに」残すために、今生きている私たちの責務です。

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の目的

今日、廃棄物を取り巻く環境が大きく変化している中で、一般廃棄物の排出抑制や減量化・再資源化に重点を置き、本市の現状と旧町のこれまでの取組を踏まえた総合的・長期的な視点に立った施策を計画的・効率的に推進するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき平成28年度を初年度とする志布志市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものです。

2 基本計画の位置づけ

基本計画は、一般廃棄物の発生から処分までの基本方針を定めるもので、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」で構成します。

なお、基本計画は「志布志市環境基本計画」及び「第1次志布志市振興計画」など各種計画との整合性を図るとともに、一部事務組合を構成する大崎町の基本計画とも整合性を図るものとします。

3 目標年度

基本計画の目標年度は、令和7年度とし、中間目標年度を令和2年度とします。

4 計画期間

基本計画の計画期間は、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。

なお、基本計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直すものとし、今回分別品目等に変更があるため改定を行いました。

5 計画区域

計画区域は、市内全域を対象にします。

第2章 市の概況

1 沿革

本市は、明治22年4月の市制町村制の施行で松山村と志布志村として発足し、明治24年2月に志布志村から東志布志村と西志布志村に分村しました。その後、松山村、東志布志村及び西志布志村からそれぞれに町制を施行し、変遷をたどり、平成18年1月1日に曾於郡松山町、同郡志布志町及び同郡有明町の合併により新設され、「志布志市」として誕生しました。

鹿児島県東部、志布志湾の湾奥ほぼ中央に位置し、東部は宮崎県串間市、西部は大崎町、北部は曾於市と境をなし、その一部は、宮崎県都城市と接しています。東西に約23km、南北に約18kmの扇型の区域をなし、総面積290.28km²となっており、大崎町に1.02km²の飛地を有しています。

さらに、台風通過の頻度が高く、年間降水量は2,300mm前後に達し、台風・豪雨による土砂崩壊などの災害が多く発生しています。また、菱田川、安楽川及び前川の3つの河川が北部山岳地帯から志布志湾に注ぎ、農村部及び山間部の集落の多くは、この3つの河川に沿って散在しています。

本市南部の志布志湾沿岸部一帯は、日南海岸国定公園の一部として指定され、沖合約4kmの志布志湾のほぼ中央に浮かぶ枇榔島は、枇榔島亜熱帯性植物群落が国の特別天然記念物に指定されています。また、志布志湾沿岸東部の海岸線は景勝に恵まれ、ダグリ岬を中心に陣岳山頂から海岸一帯にかけて亜熱帯性の樹木が繁茂し、国民宿舎ボルベリアダグリをはじめ、海水浴、遊園地、及びマリンスポーツや魚釣りなどの海洋性レクリエーションの場として観光需要が増大しつつあります。

北部から東部にかけては、宮田山をはじめ、霧岳、御在所岳、陣岳などの森林地帯が広がり、起伏の多い丘陵が連なっています。総面積の約54.4%は山林で占められ、耕地の占める割合は約23.0%となっています。

2 人口等の動向

本市の人口は、平成12年3月31日に36,737人であったものの、表1のとおり急速に減少し、令和2年3月31日には30,440人に落ち込みました。

なかでも、15歳から29歳階層の減少は高い割合で続いており、65歳以上の高齢者比率が高くなっています。

今後も、過疎化及び少子高齢化が進行すると予想され、特に農村部における後継者不足や就業者の高齢化は、労働力の低下など地場産業の衰退を促進する要因ともなっています。また、人口減少は、山間部の農村地域において顕著であり、これらの地域では就学適齢層の急激な減少が見られます。

人口動態を見てみますと令和4年度は出生が163人、死亡が546人で自然動態による減少が383人となり、転入が1,341人、転出が1,376人で社会動態による減少が35人となります。今後もわずかず減少するものと予想されます。

表1 人口の推移（住民基本台帳）

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 36,737	—	人 35,789	—	% △2.6	人 34,161	—	% △4.5
男	17,283	% 47.0	16,838	% 47.0	△2.6	16,109	% 47.2	△4.3
女	19,454	% 53.0	18,951	% 53.0	△2.6	18,052	% 52.8	△4.7

区 分	平成27年3月31日			令和2年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	人 32,536	—	% △4.8	人 30,440	—	% △6.4	
男 (外国人住民除く)	15,497	% 47.6	△3.8	14,631	% 48.1	△5.6	
女 (外国人住民除く)	17,039	% 52.4	△5.6	15,809	% 51.9	△7.2	
参 考	男(外国人住民)	20	8.7	—	134	30.9	—
	女(外国人住民)	210	91.3	—	300	69.1	—

3 産業別人口の推移と動向

本市の就業人口は、表2に示すとおり、昭和35年以降第一次産業就業者の激減、第二次及び第三次産業就業者の増という傾向を示しながら、総体的には減少を続け、昭和60年には19,223人、平成22年には15,763人、さらに令和2年には14,007人に減少しています。

このような減少傾向は、主に農山村地域における基幹労働力の流出によるものであり、農業就業者の推移をみると、昭和35年の70.3%から平成22年の23.7%、令和2年の22.0%に大きく減少しています。

第二次産業については、昭和35年に就業人口比率8.0%しかなかったものが、港湾地区における穀物貯蔵施設や配合飼料製造業及び内陸地における食肉加工場、水産物加工場や発泡スチロール製品製造等の製造業に関する企業等の進出により、就業人口が増加し、平成7年には25.7%となりました。しかし、長引く景気低迷と労働人口の減少により、令和2年には19.6%に減少しています。

第三次産業については、昭和35年の就業人口比率が21.7%であったものが、平成2年には、第一次産業の比率を上回り、令和2年には58.2%となっています。これは、港湾地区における運送業等の企業立地や志布志地域への大型店舗等の進出によるものと思われます。

表2 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 25,108		人 22,094	% △12.0	人 20,779	% △6.0	人 18,686	% △10.1	人 19,932	% 6.7
第一次産業 就業人口比率	% 70.3		% 64.1	—	% 60.4	—	% 51.2	—	% 43.3	—
第二次産業 就業人口比率	% 8.0		% 10.2	—	% 9.9	—	% 14.3	—	% 19.8	—
第三次産業 就業人口比率	% 21.7		% 25.7	—	% 29.7	—	% 34.5	—	% 36.9	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 19,223	% △3.6	人 18,525	% △3.6	人 18,380	% △0.8	人 17,733	% △3.5	人 17,269	% △2.6
第一次産業 就業人口比率	% 40.0	—	% 34.2	—	% 29.3	—	% 26.7	—	% 26.4	—
第二次産業 就業人口比率	% 20.7	—	% 23.8	—	% 25.7	—	% 24.0	—	% 21.6	—
第三次産業 就業人口比率	% 39.3	—	% 42.0	—	% 45.0	—	% 49.3	—	% 52.0	—

区 分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 15,763	% △8.7	人 15,268	% △3.1	人 14,007	% △8.3
第一次産業 就業人口比率	% 23.7	—	% 22.2	—	% 22.0	—
第二次産業 就業人口比率	% 19.7	—	% 19.5	—	% 19.6	—
第三次産業 就業人口比率	% 53.5	—	% 58.0	—	% 58.2	—

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念

20世紀におけるめざましい経済発展は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムやライフスタイルを定着させ、水やごみ問題を引き起こすなど地域環境を損ない、ひいては地球温暖化やオゾン層の破壊といった地球環境までも影響を及ぼす要因となっています。

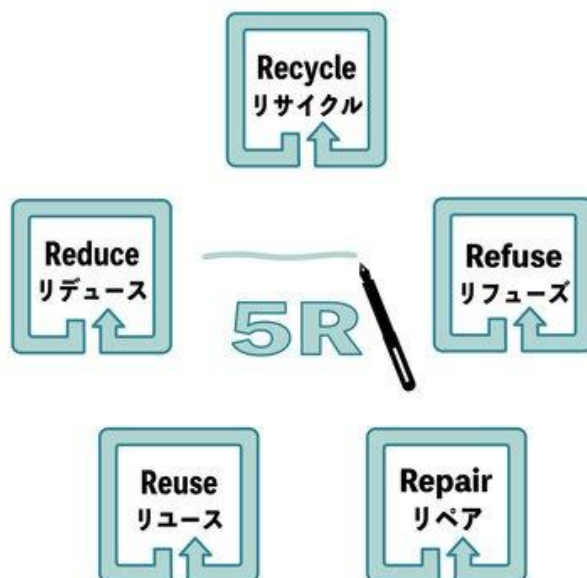
私たちは、これらの課題解決のために社会経済システムやライフスタイルを見直し、環境に負荷の少ない循環を基調とした持続的発展が可能な循環型社会を形成していかなければなりません。

本市は、一般廃棄物の排出抑制や減量化・再資源化に重点を置いた次の5Rの推進に積極的に取り組み、環境保全に努めます。

- | | | | |
|--------------------|---|------|----------------|
| 1) リフューズ (Refuse) | / | 断る | ごみになるもの断ること。 |
| 2) リデュース (Reduce) | / | 排出抑制 | ごみを発生させないこと。 |
| 3) リユース (Reuse) | / | 再利用 | ものを繰り返し使うこと。 |
| 4) リペア (Repair) | / | 修理 | ものを修理して使うこと。 |
| 5) リサイクル (Recycle) | / | 再生利用 | 資源として再生利用すること。 |

今後、これらのことを実現するため、市民・事業者・市がそれぞれの立場で果たすべき責務と役割を理解し、多様化する環境問題への対応に「行政への市民参加」で環境保全に配慮した資源循環型社会の構築に取り組んでいかなければなりません。

以上のことを踏まえ、本市は、『21世紀は、ごみを「処理」する時代から「利用」する社会の構築』を基本理念とし、事業者や市民と一体となって次のことを推進します。



第2節 基本方針

1 埋めないごみ処理とリサイクルの推進

ごみの分別収集による埋立ごみの減量化、資源としての再利用など廃棄物の循環型社会への転換を促進します。

2 焼かないごみ処理

地球温暖化やダイオキシン対策のため、焼かないごみ処理を基本に、ごみの不法焼却の監視・指導等をはじめ、脱焼却・リサイクル・環境汚染ゼロのごみ処理体系を推進します。

3 関係市町及び関係機関との連携

圏域の市町が連携して、ごみ処理関連施設の共同整備、共同利用など広域的に処理する体制の一層の推進を図るとともに、志布志市、大崎町、曾於南部厚生事務組合及びそおりサイクルセンターが連携し、一般廃棄物の減量化・再資源化に取り組めます。

4 清掃センター（最終処分場）の利用

清掃センターは、使用期限の延命化に努めるとともに、ごみの再資源化のためのストックヤード的な利用に重点を置く施設とし、そのための施設整備を図ります。

5 環境学習

資源循環型社会の構築の基盤となるリサイクル施設・エコステーション等の施設を計画的に整備し、環境学習・研修の場として活用します。

また、小・中学校の学校給食の牛乳パックの再資源化に努めるとともに、環境学習の実施や情報の提供に努めます。

6 指定管理者制度の導入

一般廃棄物の減量化・再資源化には、曾於南部厚生事務組合が時代に即した対応を図る必要があります。今後、一般廃棄物（ごみ・し尿）に対して十分な対応と経費節減を図るために、清掃センター・衛生センターの指定管理者制度の導入を検討します。

7 志布志市衛生自治会との協働

市は市衛生自治会と協働し、確実なごみ出しと市内の環境保全に努めます。

志布志市衛生自治会は、単位衛生自治会によって組織されています。各単位衛生自治会は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という姿勢をベースに各ごみステーションの管理を行います。

市内に居住する人は、それぞれの単位衛生自治会に加入してごみを排出します。

第3節 ごみ処理の現状

1 ごみ処理の流れ

本市では、市民から排出される廃棄物について、資源ごみ、生ごみ、粗大ごみ、一般ごみの4つに大別されます。

資源ごみは、各家庭で分別し、ごみステーションに排出します。排出された資源ごみは、収集運搬業者が中間処理施設に搬入し、圧縮・梱包などの中間処理後再資源化事業者に引き渡します。

生ごみは、各家庭からごみステーションへ排出し、収集運搬業者が堆肥化工場へ搬入し堆肥化します。

粗大ごみは、各家庭への個別収集を行い、収集運搬業者が中間処理施設に搬入し、解体、分別のうえ再資源化業者へ引き渡します。

一般ごみは、各家庭からごみステーションへ排出し、収集運搬業者が最終処分場に搬入し埋立処分します。

また、事業者から排出される一般廃棄物は、一般廃棄物収集運搬許可業者による収集運搬を基本とし、市民から排出される廃棄物と同様に処理します。

2 ごみ排出量の予測と減量目標

本市の将来推計人口は、過疎化や少子化等により、徐々に減少する傾向にあり、これに伴いごみの排出量も年々減少するものと推測されます。

旧3町では、平成12年4月からそれぞれ本格的にごみの分別収集を開始し、埋立ごみの減量化に取り組んできました。さらに、平成16年度からは、旧志布志町、旧有明町において生ごみの分別収集を行った結果、予想を大幅に上回る埋立ごみの減量化が図られたことから、旧松山町地域においても、平成18年2月から生ごみの分別収集を開始しました。

平成18年度の埋立ごみの総量は、2,567トンでしたが、平成22年度は2,493トンに減少（平成18年度比2.9%減）しており、平成26年度は2,454トン（平成18年度比4.4%減）、令和4年度は2,517トン（平成18年度比1.9%減）でした。

一方、資源ごみの量は、平成18年度は6,908トンでしたが、平成22年度は7,646トンに増加（平成18年度比10.7%増）しており、平成26年度は、7,803トン（平成18年度比13.0%増）、令和4年度は8,061トン（平成18年度比16.7%増）になっています。

今後、終局的には「埋立ごみゼロ」を目指すため、再資源化へ向けての分別の徹底や新たに再資源化できる品目の追加を検討していきます。また、資源ごみを含めたごみの総量を削減するため、市民の意識啓発などの各取組を実施します。

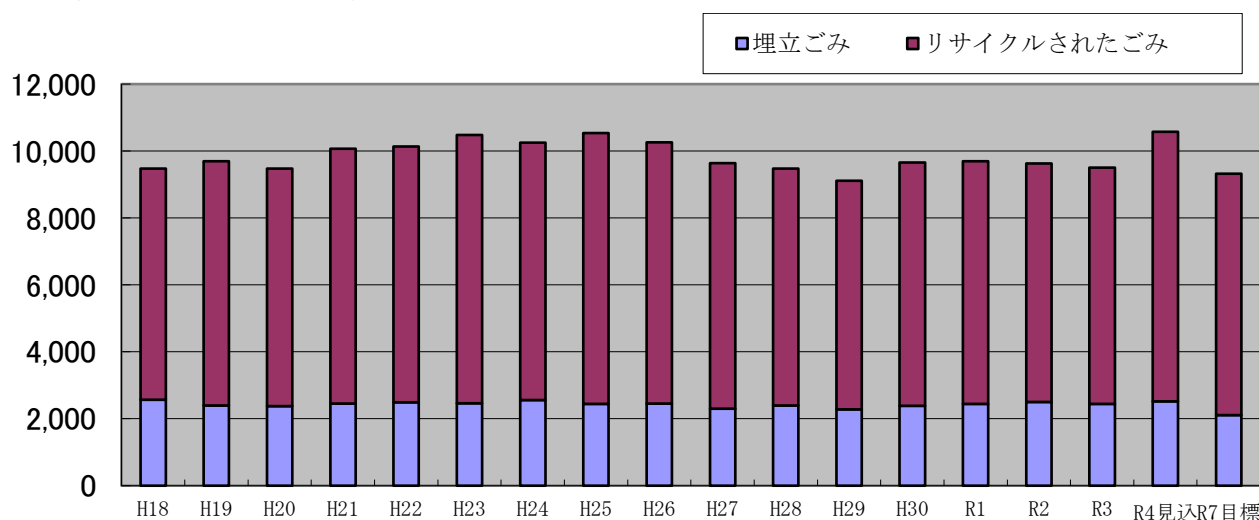
また、最終処分場の延命化を図り長期にわたり活用するために、市民・事業者・市の三者が一体となって、ごみの排出抑制に積極的に取り組み、再利用、再資源化をさらに推進し、環境保全に配慮した資源循環型社会の構築を目指します。

ごみ処理基本計画の減量目標は、＜表＞のとおりですが、今後の技術開発、経

済動向、国の新たな減量化施策及び市民の環境に対する意識向上など社会情勢の変化に応じて見直しを行います。

<表> 年度別ごみ排出量の実績と目標

単位：トン



区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
最終処分量	2,567	2,400	2,375	2,453	2,493	2,462	2,560	2,440	2,454	2,298	2,397
資源ごみ量	6,908	7,290	7,102	7,619	7,646	8,021	7,693	8,098	7,803	7,336	7,078
計	9,475	9,690	9,477	10,072	10,139	10,483	10,253	10,538	10,257	9,634	9,475

区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4見込	R7目標
最終処分量	2,283	2,387	2,447	2,504	2,442	2,517	2,107
資源ごみ量	6,831	7,273	7,247	7,127	7,060	8,061	7,216
計	9,114	9,660	9,694	9,631	9,502	10,578	9,323

令和7年度の目標値については、令和4年度は確定値でないため令和元年度から令和3年度の平均値を、人口減少や市民の5Rの徹底によるごみ減量等により年1%減少すると見込み、さらに、紙パンツ（紙おむつ）のリサイクルにより最終処分量の1%が資源ごみとなると推計しました。

第4節 ゴミゼロエミッション社会を目指して

1 市民・事業所・市の基本的な責務と役割

(1) 現状と課題

平成12年度から本格的な資源ごみの分別収集が始まり、さらに、平成16年度から生ごみの分別収集を始め、最終処分場の使用期限の延命が図られています。

資源ごみの分別収集は定着してきていますが、まだ一部で分別されていないごみが埋立ごみとして排出されているケースが見られることから、最終処分場への資源ごみの搬入をさせないための啓発と指導體制等の強化を図る必要があります。

また、ごみの不法投棄・ポイ捨て・散乱ごみに対する監視、指導、処理について迅速に対応できる方策を実施する必要があります。

(2) 基本的方向

生産、流通、消費、処分までの段階において、市民・事業者・市がそれぞれの責務と役割を果たし、一体となってごみの排出抑制や再資源化・再生利用等に取り組み、ごみゼロのまちづくり（ゼロウェイスト）を目指します。

ア 市の基本的な責務と役割

(ア) 多様化するごみの種類に適切に対応するため、安全かつ効率的に再資源化する分別収集と運搬体制の整備に努めます。

(イ) 中間処理施設、資源化施設（生ごみ・し尿汚泥等）、清掃センターの資源化設備等を整備し、ごみを迅速かつ衛生的に処理また再生利用します。

(ウ) 市民や事業者に対し、環境学習の開催や、ごみの排出抑制・再資源化等に関する意識の普及啓発を行うとともに、その自主的な活動の支援に努めます。

(エ) グリーン購入法に基づく調達方針を策定し、資源の有効利用を推進します。

(オ) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく分別収集計画を策定し、分別指導體制の充実を図ります。

(カ) 指定ごみ袋制を堅持しながら、事業系資源ごみの有料化と、事業系一般ごみ料金改正等を、ごみの資源化・減量化のため調査検討します。

(キ) 不法投棄・ポイ捨て等に対応するため各種団体及び市民への指導體制の充実と関係機関との協力体制を図るとともに、環境パトロールの強化やボランティア活動の推進を図ります。

イ 事業者の基本的な責務と役割

(ア) 使い捨て製品の製造・販売の自粛、過剰包装の自粛、リターナブル容器の使用など、製品の開発・製造・流通の各段階において、ごみの排出抑制に努めるものとします。

(イ) 市が策定する基本計画に協力し、ごみの分別を徹底して排出するなど減量化・再資源化に取り組むとともに、再生品を使用調達するなど資源の有

- 効利用に努めるものとします。
- (ウ) 事業活動に伴うごみは、自らの責任において適正に処理します。
 - (エ) 事業活動で発生した食品残渣等は、処理機等で自ら堆肥化・飼料化する取り組みを基本とし、自ら処理できない生ごみは、市の基本計画に従い処理します。
 - (オ) 製品がごみになった場合、適正に処理できるように製品の開発に努めるものとします。
 - (カ) 事業系指定袋を必ず利用します。
 - (キ) 事業系ごみの有料化に協力します。
 - (ク) ボランティア活動に積極的に参加し、まちの美化活動に努めます。
 - (ケ) 事業者の環境に対する取組を促します。

ウ 市民の基本的な責務と役割

- (ア) 使い捨て製品の使用の自粛、簡易包装・ノー包装への協力、リターナブル容器の使用、製品の長期間使用など、ごみの排出抑制に努めるものとします。
- (イ) 「混ぜればごみ 分ければ資源」を基本に「ごみを焼かない・埋めない」ことを遵守し、ごみの分別を徹底して排出するなど減量化・再資源化に取り組むとともに、ボランティア活動に積極的に参加し、まちの美化活動に努めます。
- (ウ) 生ごみの自家処理で、排出抑制に協力します。
- (エ) 再生品を使用調達するなど、資源の有効利用に努めるものとします。
- (オ) ごみステーションの管理は各単位衛生自治会が行います。市民は、居住するいずれかの各単位衛生自治会に加入し、ごみの排出、ごみステーションの管理等を同じ衛生自治会員とともに行います。
- (カ) 決められたごみステーション・収集日・時間にごみ出しを行い、ごみステーションでは、共同分別収集に参加し、協力員の分別指導や各単位衛生自治会ごみステーションのルールを厳守して収集に協力します。
- (キ) 市が設置するごみステーション（アピア前資源ごみ集合収集所、循環センター、井手間資源ごみ収集所）を利用して、確実なごみ出しに努めます。
- (ク) 家庭系指定袋を必ず使用します。
- (ケ) 不法投棄・散乱ごみ・ポイ捨ての違反追放と防止対策に協力します。
- (コ) ごみ処理等に対する理解を深めるため、環境学習などの研修会に積極的に参加します。

第5節 ごみの減量化・再資源化の推進

1 家庭ごみ対策

(1) 現状と課題

資源ごみ、生ごみ、粗大ごみ及び一般ごみに分別して各ごみステーションに搬出しますが、粗大ごみ及び一般ごみについては、清掃センターへの直接搬入も許可されています。

市民の分別収集への協力もあり、大幅な埋立ごみの減量化、再資源化が進んでいますが、一般ごみに資源ごみの混入など、分別不良が見受けられます。

(2) 基本的方向

市衛生自治会と協力し、確実なごみ出しの徹底を図るとともに、ごみの減量化・再資源化を推進するため、環境教育の実施など意識改革を進めます。

(3) 施策の概要

ア 市民が的確な分別搬出を行えるように、広報紙等による情報提供に努めます。

イ 市民の環境問題に対する意識を高めるために、環境学習会・研修会を積極的に開催します。

ウ 「混ぜればごみ 分ければ資源」を基本に、分別可能な品目の検討を行います。

2 事業所ごみ対策

(1) 現状と課題

事業所から排出される埋立ごみは、事業所自ら運搬するか、許可業者が収集運搬するかのいずれかにより、清掃センターへ搬入されています。

資源ごみは、許可業者が収集運搬し、そおりサイクルセンターと山崎紙源センターに搬入し中間処理され、再生事業者へ排出しています。

事業所ごみの清掃センター搬入量は、生ごみ収集分は減ったものの資源ごみの混入など分別不良が見受けられることから、分別収集の徹底を図る必要があります。

(2) 基本的方向

排出責任を明確にし、自己処理原則の周知徹底を図り、事業者は許可業者に収集運搬を依頼するよう指導します。

また、ごみの減量化・再資源化を推進するため、事業所の体制づくりや従業員への環境教育の実施など意識改革を進めます。

(3) 施策の概要

ア 事業者は、分別を徹底して排出するなど、減量化・再資源化に取り組むも

のとします。

イ 市は、事業所におけるごみの減量化・再資源化や再生品の使用などを促進するため、指導を強化するとともに普及啓発や説明会を行います。

ウ 事業活動で発生した食品残渣等は、処理機等で自ら堆肥化・飼料化する取り組みを基本とし、自ら処理できない生ごみは、分別排出を徹底します。

エ 清掃センターが引き取らないごみは、自らの責任において適正に処理するよう指導します。

オ ダイオキシン発生基準に適合しない違法な焼却炉の使用禁止を徹底します。

カ 産業廃棄物のうち家庭ごみに類するもので、資源ごみとして適正に分別されたものについては一般廃棄物とあわせて処理できるものします。

3 資源ごみ対策

(1) 現状と課題

資源ごみは、令和6年4月から「紙パック」を「牛乳パック」に名称を変更し、「雑誌・雑古紙、コピー用紙、紙箱・包装紙」を「雑誌・雑古紙」として一つにまとめ、「紙パンツ（紙おむつ）」を分別品目に加え、24品目の分別によりさらなる一般ごみの減量化を目指します。

- | | | |
|-----------------|--------------|-----------|
| ▶ 生きビン | ▶ 茶色ビン | ▶ 無色透明ビン |
| ▶ その他の色のビン | ▶ 蛍光灯類 | ▶ 乾電池等 |
| ▶ スプレー缶・カセットボンベ | | ▶ 雑金属 |
| ▶ 割り箸・串等 | ▶ 陶器類 | ▶ 小型家電 |
| ▶ 古着・布類 | ▶ ダンボール | ▶ 新聞紙・チラシ |
| ▶ 雑誌・雑古紙 | ▶ 牛乳パック | ▶ シュレッダー紙 |
| ▶ その他紙製容器・包装紙・袋 | | ▶ 空き缶 |
| ▶ ペットボトル | ▶ プラスチック類 | ▶ 廃食油 |
| ▶ 生ごみ | ▶ 紙パンツ（紙おむつ） | |

各単位衛生自治会の資源ごみステーションで、共同分別収集が行われ、市民に共同分別作業への協力を呼びかけ、管理と分別の徹底が図られています。

事業所についても、家庭と同様の分別を指導していますが、清掃センターへの違反ごみの搬入が見受けられます。

(2) 基本的方向

徹底した分別収集を実施し、ごみの再資源化を推進します。

(3) 施策の概要

ア 市は、ごみの再資源化のために、分別収集を継続して行います。

イ 市は、各単位衛生自治会のごみステーションで共同分別収集を効率的に出

- 来るように、ごみステーションの体制と運搬体制の充実を図ります。
- ウ 市民や事業者は分別を徹底して排出し、分別収集に協力するとともに、可能な限り再資源化に努めるものとします。
- エ 市民・事業者・市はリサイクル品の使用など、グリーン購入法に協力し可能な限り再生品の使用に努めます。
- オ 市は、事業所・市民・各種団体に対し分別チラシの配布と環境意識の向上につながる説明会・研修会を開催し、積極的な参加を呼びかけます。
- カ 市は、事業所の許可業者収集運搬分の一部有料化に向けた取り組みと分別の徹底を図るよう事業所・収集運搬業者の指導を行います。
- キ 市は、粗大ごみのリサイクル（資源化）を積極的に推進します。
- ク 使用済小型家電に含まれているレアメタル、レアアースの分別収集を行い、更なる資源化を目指します。
- ケ 在宅医療廃棄物のうち、注射針等の鋭利なものは原則として在宅医療を指示した医療機関等に引き取ってもらうこととし、その他の処理困難な医療系廃棄物については、医療機関等との連携を図りつつ、適正な処理方法を検討していきます。

4 生ごみ対策

(1) 現状と課題

平成16年度から旧志布志町及び旧有明町において生ごみ分別収集を行い、さらに旧松山町地域においても平成18年2月から生ごみの分別収集を開始しました。

生ごみ収集は、バケツによる回収を行っていますが、プラスチック等の異物の混入や不十分な水きりが一部であります。生ごみは、草木と混ぜて堆肥化を行っていますが、今後、更なる高度化利活用を図るため、飼料化について検討します。

(2) 基本的方向

「生ごみは、清掃センターに入れない」を基本に、生ごみは、先ず第1に自家処理に取り組むものとし、それができない場合は、分別して排出し、草木と混ぜて堆肥化等を行い、各種政策とリンクし循環型社会形成を図っていきます。

(3) 施策の概要

- ア 市は、資源循環型社会の構築のため家庭・事業所が積極的に生ごみの減量化・資源化に取り組むよう指導します。
- イ 市は、家庭・事業所における生ごみの減量化・資源化を支援し、必要な情報を提供し、生ごみの自家処理対策に取り組めます。
- ウ 生ごみを利用したバイオマスについても検討を行っていきます。
- エ 堆肥化施設は、民間事業者の施設を利用し、基本計画に基づいた処理をすべて対応できるよう取り組みます。
- オ 生ごみから製造された堆肥を利用した、「サンサンひまわりプラン」や更

なる循環型社会の形成を図っていきます。

カ 更なる高度化利活用を図るため、「飼料化」を研究します。

5 粗大ごみ対策

(1) 現状と課題

家電リサイクル法の施行により、法対象機器の回収と清掃センターへの持ち込みが出来なくなり、家電品の搬入量が大幅に減少していますが、一方これらの不法投棄は、増えている状況にあります。

現在、自転車・ふとん類・家具類・家電品（家電リサイクル法対象品目以外）・鉄くず類が、粗大ごみのほとんどを占めていますが、粗大ごみの中には、そのまま使用できるもの、少し手を加えれば再利用できるものや金属類などの資源物が排出されています。

また、家庭から出された粗大ごみを確実に回収するために、戸別回収を実施しています。

(2) 基本的方向

金属類など資源物を可能な限り回収し有効利用するために、積極的なリユース・リサイクル体制の確立を図ります。

資源化は、清掃センター及びそおりサイクルセンターで分解や破碎を行い、埋立ごみの減量化を図ります。

粗大ごみのうち、木くず、紙及びプラスチックを原料とした固形燃料化 R P F (Refuse Paper & Plastic Fuel の略) を実施します。

(3) 施策の概要

ア 市は、粗大ごみの埋立量を減量化し、清掃センターの延命化を図るとともに、金属類などの資源物を回収するため、分解、破碎、選別機の整備を進めます。

イ 市は、粗大ごみのうち、そのまま使用できるもの、少し手を加えれば再利用できるものの活用を促すとともに、物を大事に長く使用する意識の啓発に努めます。

6 使用済紙おむつ対策

(1) 現状と課題

「使用済紙おむつ」は、今まで、埋立ごみとして処理せざるを得ない状況でした。平成 27 年度に実施した埋立てごみ組成調査の結果から、その量は、埋立ごみ全量の約 1～2 割でした。

清掃センターの更なる延命化、資源化率の向上及び衛生面の改善を図るには、この「使用済紙おむつ」の資源化が課題であり、平成 28 年度から紙おむつメーカーと協働して「紙おむつから紙おむつへ」の水平リサイクルを目指して取組を進めています。

また、特に高齢者は紙おむつをしていることへの恥ずかしさなどから、資源ごみである新聞紙等に包んで一般ごみで出されている状況が見受けられました。

(2) 基本的方向

「使用済紙おむつ」を埋立処分することなく「資源ごみ」として分別排出収集を行い、再資源化していくこととします。

また、プライバシーへの配慮や臭い対策のため各単位衛生自治会のごみステーションに紙おむつ専用回収ボックスを置いて回収します。

このことにより、埋立処分場に入って来る未分別ごみは人の手で触ることができます。そこで資源物の分別ピックアップを行うことにより、埋立ごみゼロを目指します。

(3) 施策の概要

ア 市は、「使用済紙おむつ」の全ての原料の再資源化に向けて、調査・研究を引続き行います。

イ 市は、市民・事業者に「使用済紙おむつ」の再資源化の必要性を説明し、協力を求めます。

ウ 市民・事業者は、「使用済紙おむつ」の再資源化の必要性を理解し、市と協働して再資源化を推進します。

エ 清掃センターの資源ごみピックアップを行います。

7 リユース・リペア・リサイクル

(1) 現状と課題

リサイクルバザーやフリーマーケット、リサイクルショップへの関心を持つ人が年々増えてきており、まだ修理すれば使えるものや再利用できるものがごみに出され、各家庭には使われていない贈答品などがあります。

(2) 基本的方向

物を大事に長く使用し、不要品の再利用や修理して長く使うという市民の意識の啓発・向上を図るため、市民団体が地域で開催するリサイクルバザーなどのリサイクル活動を育成し、継続的な活動ができるよう支援するとともに、市民が気軽に利用でき、リサイクル活動やリユース・リペア活動の拠点となる施設を設置整備するため、令和6年4月より「循環センター」を整備します。

(3) 施策の概要

ア 市は、市民一人ひとりが、リサイクルの主役だという視点に立って、不要品の再利用など生活の身近なところから行動を始めるよう、積極的に働きかけていきます。

イ 市は、啓発機能を整備するなど再利用や再生の方法などの情報提供に努め

ます。

ウ 市は、不要品の交換が気軽にできるリユースショップの設置に向けて、調査研究をします。

エ 市は、地域住民やボランティア団体等が開催するリサイクルバザーやフリーマーケットなどを支援します。

オ 市は、不要品の再利用を推進するため、事業者に対し、不要品の修理や下取り体制の構築を要請するとともに、市民に対しリサイクルショップや修理専門店などの情報を提供します。

第6節 廃棄物処理施設

1 現状と課題

一般ごみ、粗大ごみの一部は、曾於南部厚生事務組合の清掃センターに埋立処分し、資源ごみは、そおりサイクルセンターで中間処理をしています。

生ごみの堆肥化施設については、市内全域の生ごみの堆肥化及び衛生センター汚泥の堆肥化を行った場合、施設の規模が課題になってきます。

衛生センターは、老朽化に対する施設整備を検討するとともに、農業集落排水事業の浄化センターは、市内4施設が稼動しています。

2 基本的方向

今後も、資源化できないごみを埋立処分するため、資源の有効利用と埋立処分場の延命化を図るには、粗大ごみを資源化するための破碎・分別・選別が可能な施設整備が必要なことから、資源化できない埋立ごみ量を最終的に判断し、減容化する施設の種類と規模等の検討を行い、将来においても現施設を使用できるよう努めます。

また、市内全域の生ごみ、衛生センター汚泥及び浄化センター汚泥の堆肥化を行い、循環型社会形成を行っていきます。これらの施設は、公害防止対策に万全を期した安全で衛生的なものにするるとともに、周辺環境との調和を図るものとします。

さらに、一般廃棄物については、有料化も含めた検討を行い、市民が排出するすべてのごみについて受け取る体制を整備することが必要です。一方、不法投棄対策についても随時取り組む必要があります。

3 施策の概要

(1) 曾於南部厚生事務組合清掃センター（最終処分場）

ア 資源化できないごみの全量を埋立処分します。

イ 市は、関係機関と協議し、埋立処分場の機能よりも中間処理施設または、一時的なストックヤードに重点を置いた利用方法に転換していきます。

ウ ごみの分別指導等の啓発と協力依頼に積極的に取り組みます。

エ 資源の有効利用を推進するため、粗大ごみを資源化します。

オ 資源ごみ混入の持ち込みについて、清掃センターにストックヤードを設けて自ら分別できるよう対応します。

(2) 曾於南部厚生事務組合衛生センター（し尿処理場）

ア 施設の老朽化に対し必要な維持整備を行い、使用期限の延命に努めます。

イ 乾燥汚泥の適正処理及び汚泥の堆肥化を推進します。

ウ 旧松山町分を処理できるよう関係機関と協議します。

(3) そおりサイクルセンター（資源ごみ中間処理・保管施設）

ア 資源ごみの中間処理・保管施設として、選別・圧縮・保管等を行います。

- イ 資源循環型社会の構築のため積極的に取り組みます。
- ウ 容器包装リサイクル法以外のごみの資源化にも積極的に取り組みます。
- エ 資源ごみ・一般ごみ以外の一般廃棄物（市が収集しないごみ）についても有料で受け入れ処分できるよう検討します。
- オ 廃食油の資源循環整備に取り組みます。
- カ 生ごみ・草木剪定クズ・汚泥のリサイクル施設（堆肥化）整備に取り組みます。
- キ 不要品の展示や環境学習会などの研修会を実施します。（エコステーション・リサイクルプラザ（展示・研修施設）の整備）

（４）浄化センター（農業集落排水対策事業）

- ア 汚泥の脱水装置を有する浄化センター汚泥の堆肥化を行います。
- イ 浄化センターの適正な維持管理に努めます。
- ウ 浄化センターについても指定管理者制度の導入に向けた検討をします。

（５）収集運搬

家庭系一般廃棄物については市と委託契約を交わした業者による収集運搬とし、事業系一般廃棄物については市が許可する一般廃棄物収集運搬許可業者により収集運搬するものとします。

なお、一般廃棄物の収集運搬については、安定的な収集運搬の状況が確保されていることから、原則として新規の許可は行わないこととし、当面は現在の体制を維持することとします。

第7節 その他

1 災害廃棄物対策

志布志市防災計画（平成25年3月策定）及び志布志市災害廃棄物処理計画（令和4年3月策定）により対策を行います。

2 火災ごみ対策

火災ごみは、分別可能な再資源化物品以外は清掃センターへ搬入します。

3 海岸漂着物対策

（1）把握

海岸漂着物の把握を行います。

（2）処理

海岸漂着物は、定期的にごみ拾いを行い、分別できるものは分別を行います。

①空き缶（原型をとどめている物）は洗浄し、資源ごみとして排出します。つぶれている物、さびている物は雑金属として排出します。②ペットボトルは、資源ごみとして排出します。③空きビン（原型をとどめている物）は資源ごみとして、割れている物は一般ごみで排出します。④それ以外のごみは一般ごみで排出します。

（3）鹿児島県との連携

鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき連携を図り対策を行います。

4 ボランティアごみの排出

市内では、多くの市民の方がボランティアでごみ拾いを行っています。拾ったごみの処理については、分別できるものは分別を行います。①空き缶（原型をとどめている物）は洗浄し、資源ごみとして排出します。つぶれている物、さびている物は雑金属として排出します。②ペットボトルは、資源ごみとして排出します。③空きビン（原型をとどめている物）は資源ごみとして、割れている物は一般ごみで排出します。④それ以外のごみは一般ごみで排出します。指定ごみ袋には「ボランティア〇〇〇〇」と氏名を記入します。

第4章 生活排水処理基本計画

第1節 基本理念

本市におけるし尿及び生活雑排水は、一部農業集落排水事業及び合併処理浄化槽で処理されていますが、未処理のまま水路あるいは、河川等に排出されている地域も残っており、河川及び海域等の水質汚濁が懸念されています。

こうした現状を踏まえ、生活排水を適切に処理することが重要な課題となっており、将来にわたって良好な状態で保全する責任は重大です。

このようなことから、市民に対し生活排水対策の必要性についての啓発を行い、自然環境に対する住民意識を高めると同時にあらゆる施策を講じ「美しい地球を子どもたちに 取り戻そう きれいな水とふるさと」を基本理念として生活排水処理施設の整備を進めるものです。

第2節 基本方針

生活排水処理施設を逐次整備していくこととし、基本方針は次のとおりとします。

- 1 生活排水処理は、し尿と雑排水を併せて処理する合併方式とします。
- 2 処理水質は、BOD20 mg/l以下とします。
- 3 生活排水処理施設は、農業集落排水事業実施地域については、農業集落排水事業で整備し、その他の地域については合併処理浄化槽での整備を図ります。
- 4 今後行われる宅地開発については、各種処理施設の特徴を検討し施設の整備を図ります。
- 5 新設される浄化槽は、合併処理浄化槽とします。
- 6 単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を設置している家屋については、生活排水の処理を進めるため個々の状況を勘案しつつ、農業集落排水事業実施地域については農業集落排水事業への接続、その他の地域では合併処理浄化槽への転換を指導します。
- 7 家庭でできる発生源対策と生活排水処理施設整備の普及促進を目的として地域住民の意識の高揚を図ります。
- 8 各種イベントの実施、広報活動等による啓発を図ります。

第3節 生活排水の排出状況

本市における生活排水処理は、農業集落排水事業地域が旧有明町地域に3地区、旧松山町地域に1地区、その他の地域については、合併処理浄化槽によるものであり、志布志地区の公共下水道事業については、事業廃止になりました。

本市の排出状況は、次表のとおりで、汚水処理人口普及率の値は、県の平均（令和4年度末84.8%）に比べて低い状況にありますが、農業集落排水区域内の住宅の接続や合併浄化槽への転換を進めることで汚水処理人口普及率の向上を目指していきます。

生活排水処理形態別人口

単位：人

		平成26年度末	令和4年度末
計画処理区域内人口 (住民基本台帳人口)	志布志市	32,766	29,435
水洗化・生活雑排水処理人口		19,976	23,013
汚水処理人口普及率(%)		61.0	78.2
コミュニティ・プラント	実績なし		
合併処理浄化槽	志布志市	14,515	17,398
公共下水道(事業廃止)	—		
農業集落排水処理施設 ()内は加入人口	志布志市	5,461 (3,664)	5,615 (4,773)
漁業集落排水処理施設	旧町に実績なし		
生活雑排水未処理人口	志布志市	12,790	6,422
計画処理区域外人口	志布志市	0	0

第4節 生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、次表のとおりです。

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体	備考
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人	
公共下水道	し尿及び生活雑排水	市	(事業廃止)
農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	市	
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	一部事務組合	

第5節 生活排水処理基本計画

1 生活排水の処理計画

(1) 生活排水処理人口の目標

基本理念を達成するために、市内全ての生活排水を適正処理することを最終的な目標としますが、本計画における目標年次として、計画策定の平成28年度から10年後の令和7年度とします。

令和7年度の目標値は下表のとおりとします。

単位：人

	平成27年度	令和7年度
計画処理区域内人口	32,410	27,846
水洗化・生活雑排水処理人口	20,592	23,613
汚水処理人口普及率(%)	63.5	84.8
コミュニティ・プラント		実施予定なし
合併処理浄化槽	15,085	18,301
公共下水道(事業廃止)		
農業集落排水処理施設	5,507	5,312
漁業集落排水処理施設		実施予定なし
生活雑排水未処理人口	11,818	4,233

- 注 1 令和7年度の人口は平成26年度に見直しをおこなった、生活排水処理施設整備構想を利用する。(市内人口については、「まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」にて算定しなおした。)
- 2 令和7年度汚水処理人口普及率(%)の目標値については、令和4年度鹿児島県の実績値を目標値とした。
- 3 現在4地区が稼働している農業集落排水処理施設については、新たな事業実施は見込まずに推計した。

(2) 生活排水を処理する区域

本市が、合併処理浄化槽、農業集落排水事業及び公共下水道事業を検討していく地域については、地域の特性、周辺環境、水源地の保全、地区の要望等から地域及び処理方式を定め、これに基づき、生活排水を処理する地域、人口等については下表のとおりとします。

生活排水処理施設	計画処理地域	推計処理人口
農業集落排水処理施設	① 野井倉地区浄化センター区域内 ② 通山地区浄化センター区域内 ③ 蓬原地区浄化センター区域内 ④ 松山地区クリーンセンター区域内	5,312 人
合併処理浄化槽	市内の農業集落排水処理施設区域外	18,301 人
公共下水道事業 (事業廃止)		

2 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(1) 現況

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬・処分については、下表のとおりとします。

地域	収集体制	収集業者名	処理施設
市内全域	市許可	株式会社大隅衛生志布志	(松山地区) 曾於北部衛生処理組合 (志布志・有明地区) 曾於南部厚生事務組合

松山地区については、曾於北部衛生処理組合そお北部クリーンセンターで汚泥を脱水し、脱水汚泥を曾於市内の一般廃棄物処理業者にて堆肥化を行っています。また、残渣(一部汚泥)については、焼却を行い、焼却灰を大隅一般廃棄物最終処分場に埋立処分しています。

志布志地区及び有明地区については、曾於南部厚生事務組合衛生センターで汚泥を脱水し、脱水汚泥を曾於市内の一般廃棄物処理業者にて堆肥化を行っています。また、残渣については、焼却を行い焼却灰を曾於南部厚生事務組合清掃センターに埋立処分しています。

農業集落排水処理施設のうち通山地区浄化センターの汚泥については、脱水汚泥を堆肥化しています。

(2) し尿及び浄化槽汚泥の排出状況

本市の令和4年度における、し尿及び浄化槽汚泥等の処理量は下表のとおりです。

し尿及び浄化槽汚泥処理量

	し尿	浄化槽汚泥
松山地区	384 t	1,470 t
志布志、有明地区	3,151 t	11,098 t
合計	3,535 t	12,568 t

(3) し尿・汚泥の処理計画

し尿及び汚泥の収集・運搬については、既存の許可業者による収集・運搬体制で適正処理が可能であるため、特に必要が生じた場合を除き、新規の収集運搬業は許可をしないものとし、当面は現在の体制を維持することとします。

最終処分については、現在の形態で実施するものとします。また、曾於南部厚生事務組合のし尿処理施設は、老朽化が進んでいることを勘案し、施設の更新等について検討します。

3 その他

- (1) 河川や海域などの公共用水域の水質汚濁防止には、家庭から排水されるし尿及び生活雑排水を適正処理することが最も重要であることから、生活排水対策の必要性、設置済みの合併処理浄化槽の維持管理の重要性等について周知を図るため定期的に広報等による啓発活動を実施します。
- (2) 本市では、ごみの分別収集を実施していますが、特に、資源ごみとして回収している廃食油の排出方法等、家庭でできる対策についてさらに周知を図ります。
- (3) 農業集落排水事業の実施区域における農業集落排水への未接続世帯への加入促進を推進します。
- (4) 既設の単独処理浄化槽・汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換、または、農業集落排水処理施設への接続に対して補助金を100,000円以内で助成し転換を推進します。
- (5) 各種補助金制度を広報・パンフレット等により周知を図ります。
- (6) 河川毎の河川浄化対策協議会及び流域毎の協議会を設置し、さらに市河川浄化対策連絡協議会を設置し河川浄化の啓発を図ります。
- (7) 農業集落排水施設の老朽化に対して、最適整備構想をもとに、計画的に対策を講じます。